

町内会パークゴルフ大会

令和3年8月22日
新さっぽろ町内会総務部

1 期 日 9月23日(秋分の日)

◎集合場所 厚別老人福祉センター前

* 8時55分までに、送迎バスに乗車 出発9時

2 場 所 恵庭るるまっぷパークゴルフ場

恵庭市西島松275番地(0123-37-5333)

3 参加費 2000円

4 対象者 新さっぽろ町内会 会員

5 その他

1) 昼食付

2) 現地出発は昼食・表彰式終了次第

3) 賞 ア 各賞

イ 千の杜協賛

ウ 参加賞 秋分の日に因み、おはぎを準備

4) 申込締切 9月12日(日)

・ 提出先 樋田 新札幌プレジデントハイム316号

TEL(FAX):894-5126

◎ 問合せ先

・ 町内会 樋田(Tel894-5126)

・ パークゴルフクラブ代表 吉仲(Tel090-8907-3594)

新さっぽろ
町内会

9月資源回収日 のお知らせ

◎9月11日（土）8時30分まで

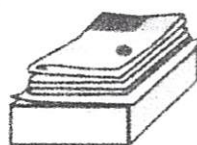
・アルミ缶	・ビール、コーヒー、ジュース等
・金属	・鍋（鉄、アルミ、銅製）、フライパン、アルミホ
・新聞	・折込チラシ ・宅配や美容室等のチラシ ・会社、学校からのプリント、コピー用紙
・雑誌	・通販カタログ、パンフレット ・広報さっぽろ等の冊子・使用済ノート等
・ダンボール	・箱に差込まず全てたたんで紐で縛る
・紙パック	・箱を開いて洗い紐で縛る
・びん	・ビール瓶（国内メーカー）

◎出す所

- ・マンション等は、ゴミステーション横
- ・戸建て住宅は、玄関前歩道

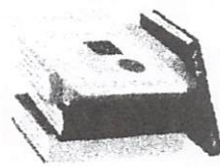
紙類

新聞・チラシ



折込等のチラシやコピー用紙も一緒に出してください。

雑誌・本



一般書籍・教科書・ノート・カタログ・パンフレット類も一緒に出してください。

町内会資源回収活動にご協力を！！

・毎週金曜日のゴミ収集日に、アルミ缶が相当数捨てられていますので、努めて町内会の資源回収日に出していただき、町内会の資源回収活動にご協力下さい。

・昨年の町内会資源回収活動の実績⇒・年間約1.7万円（古新聞1.2万余、アルミ缶0.5万）で、市から資源回収実績に応じた奨励金は約5.6万円となっています。

町内会の皆様

令和3年8月22日

新さっぽろ町内会 女性部

敬老の日のお祝いについて

残暑の候 皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃より町内会活動にご協力頂きありがとうございます。

今年も敬老の日に、町内会よりお祝いの品をお届けしたいと思います。次の生年月日に該当する方は氏名等を下記連絡先へ電話でお知らせ下さるようお願い致します。(個人情報保護に配慮して直接連絡をお願いします)

記

今年度お祝いする方

喜寿	満77歳	昭和18年9月19日から昭和19年9月18日に生まれた方
米寿	満88歳	昭和7年9月19日から昭和8年9月18日に生まれた方
白寿	満99歳	大正10年9月19日から大正11年9月18日に生まれた方

連絡先

かの 鹿 股 (電話 892-1643) (携帯 080-4577-6193)

川 島 (携帯 090-1524-4266)

なお、準備の都合もございますので9月7日までに連絡してください

9 月 お知らせ

(令和 3 年 8 月 22 日)

新さっぽろ町内会 女性部

ペタンクゲーム

1 日 時 9 月 27 日 (月) 13:00~15:00

2 場 所 新さっぽろ東公園

3 その他

① 服装は身軽で動きやすいもの、靴はかがとの低いもの

② マスク着用・飲み物持参でお願いします

4 問い合わせ かのまた 鹿股 (☎ 892-1643)

川島 (090-1524-4266)

*手芸サークルは 9 月も中止致します

2021年(令和3年)8月

SAPPORO

おあしす8月号

発行 指定管理者
社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会

札幌市厚別老人福祉センター
〒004-0051 札幌市厚別区厚別中央
1条7丁目17-25
TEL 892-2211

8月の休館日 8月31日(火)まで全館休館しております
(8月2日現在)

8月講座予定表

	講座名	曜日	講座日	時間
定員制講座	健康ヨガA	月		9:30~10:30
	健康ヨガB			10:50~11:50
	水彩画A			10:00~11:30
	水彩画B			13:00~14:30
	絵手紙	火		13:00~14:30
	ペン習字	水		10:30~12:00
	茶道			13:00~14:15
	骨盤体操			13:00~14:00
申込制講座(定員)	書道	金		13:00~14:30
	健身操A	月		13:00~14:00
	健身操B	月		13:00~14:00
	舞踊	火		13:00~14:00
	フラダンス	土		13:30~14:30

8月の講座は
休講と
なります

講座・サークル活動について

定員制講座・申込制講座・サークル活動等は当面の間、中止しております。
再開が決まりましたら、お知らせいたします。
ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

老人福祉センター休館のお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため
8月31日(火)まで、施設を休館いたします。

※詳細については、センターへお問い合わせください。

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、
休館が延長される場合があります。

※センターだよりは、今後詳細が決まり次第、随時、
更新いたします。(ホームページをご覧ください)

※当センターでは、これまで以上に、感染予防対策に
取り組み、安心してご利用いただけるよう努めて
まいります。
みなさまには、引き続き、ご不便をおかけいたしま
すが、何卒ご理解・ご協力を賜りますようお願い申
し上げます。



厚別老人福祉センター

夏休み子供ラジオ体操参加集計表(令和3年度)

月・日		幼 児	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	中学以上	合計
7月22日(木)		8	7	7	1	8	3	7	41	45	86
23日(金)		7	8	7	1	10	3	9	45	51	96
24日(土)		5	3	7	1	7	3	9	35	51	86
25日(日)		6	7	8	1	7	3	6	38	45	83
26日(月)		6	7	6	1	7	3	8	38	42	80
27日(火)		8	8	8	0	9	5	7	45	50	95
28日(水)		7	8	8	1	8	6	8	46	47	93
29日(木)		4	5	8	2	9	5	8	41	46	87
30日(金)		8	9	8	1	6	5	6	43	49	92
31日(土)		8	8	4	1	7	3	7	38	47	85
8月1日(日)		9	5	5	1	6	5	6	37	48	85
2日(月)		9	7	8	1	6	6	6	43	44	87
3日(火)		7	6	9	1	10	4	8	45	56	101
4日(水)		9	6	9	1	9	6	6	46	57	103
5日(木)		9	4	9	1	7	6	8	44	58	102
6日(金)		9	7	7	1	7	5	6	42	55	97
7日(土)		13	8	9	1	8	3	6	48	52	100
8日(日)		7	8	7	1	5	3	6	37	50	87
9日(月)		3	7	8	1	6	3	3	31	41	72
10日(火)		雨	で	中	止				0	9	9
11日(水)		6	7	9	1	4	2	6	35	45	80
12日(木)		8	9	9	0	6	3	5	40	56	96
13日(金)		6	7	7	1	5	3	6	35	60	95
14日(土)		10	7	5	0	7	3	2	34	46	80
15日(日)		7	5	6	1	8	3	6	36	50	86
16日(月)		10	9	9	1	8	4	8	49	60	109
17日(火)		16	12	11	1	11	8	8	67	62	129
合 計		205	184	198	24	191	106	171	1079	1322	2401

令和3年度

福祉除雪事業のご案内

福祉除雪は、地域の支え合いとして
行われている事業です。

間口は
概ね幅 1.5 m

敷地内は歩行に
支障のない通路幅
(概ね 80cm)

福祉除雪は、高齢の方や障がいのある方が、通院や買物などの外出時に支障となる、道路に面した出入口部分(間口)と玄関先までの通路部分(敷地内)の雪を地域の協力員が除雪する事業です。

地域協力員は、地域のご近所の方々をはじめ、企業・団体など幅広い市民のみなさんであり、地域の支え合いとしてご協力いただいています。

この福祉除雪事業を利用できる方の要件や申請の手続きなどについて、お知らせします。

札幌市社会福祉協議会
札幌市

● 除雪の内容

- (1) 間口部分(道路に面した出入口部分)を概ね幅1.5m、敷地内は玄関先までの通路部分で歩行に支障のない80cm程度の幅を除雪します。
間口部分の除雪は1カ所のみとし、車庫前及びロードヒーティング使用部分は除きます。
排雪は行わず、通路部分で除雪した雪は、敷地内に堆積します。また、歩道除雪路線については歩道と車道の間は除雪しません。
- (2) 実施期間は、**令和3年12月1日(水)～令和4年3月25日(金)**です。
- (3) 実施日は札幌市による道路除雪が行われた日(生活道路の新雪除雪のため、札幌市の除雪車が入った日)です。降雪の度に実施するものではありません。また、除雪の実施は1日1回とします。
- (4) 実施時間は道路除雪が行われた日の12時ころまでとし、利用者からの時間指定はできません。なお、大雪等やむを得ない場合には、実施が遅れることもあります。
- (5) 敷地内の通路部分が著しく長い場合、除雪内容(範囲や時間帯等)についてご相談させていただく場合がありますので、予めご了承ください。

● 利用対象者

道路に面している一戸建ての住宅に住み(入院中・施設入所中の方は対象外)、約500メートル以内に除雪を援助できる子または子の配偶者が居住していない世帯で、世帯員全員が以下の条件のいずれかに該当し、自力で除雪することが困難と認められる世帯です。ただし、二世帯住宅等の形式で間口を共有している場合は、それらをひとつの世帯とみなします。

- (1) 70歳以上の方(生年月日が昭和27年4月1日以前の方)だけで構成されている世帯
- (2) 重度(1・2級)の身体障がいのある方だけで構成されている世帯
- (3) 70歳以上の方と重度の身体障がいのある方だけで構成されている世帯
- (4) 区社会福祉協議会が特に認める世帯

〔区社会福祉協議会が特に認める世帯と考えられる例〕

- 重度の知的障がいのある方または精神障がいのある方だけで構成されている世帯
- 中度(3・4級)の肢体不自由または内部障がいのある方だけで構成されている世帯
- 重度の身体障がいのある方と65歳以上の病弱の方だけで構成されている世帯
- 重度の身体障がいのある方と学齢児童以下の方だけで構成されている世帯
- 介護保険のサービスを利用している方だけで構成されている世帯

● 負担金のお支払い

下記の世帯区分により利用者負担金（一冬あたり）がかかります。

● 市民税非課税世帯	5,000円
● 市民税課税世帯	10,000円
● 生活保護世帯	無 料

※中途解約の場合は、除雪活動の有無にかかわらず、月の途中で解約された場合も1月分とみなし、月割りで負担金が発生します。

● 利用のお申込み

● 申込先

- お住まいの区の社会福祉協議会
- お住まいの区の区役所の保健福祉課
- お住まいの地区のまちづくりセンター

利用申込書に必要事項を記入のうえ、上記のいずれかの場所にお申し込みください。

● 申込期間 令和3年9月1日（水）～10月4日（月）

- 利用の適否や地域協力員の調整に時間を要しますので、期間内でのお早めの申込みにご協力をお願いいたします。
- 申込期間中に申込みできなかった場合（申込期間に入院中であつたり、申込期間後の転居や世帯構成・身体状況に変化があつた場合等）には、お早めにお住まいの区の社会福祉協議会にご相談ください。なお、調整等に時間を要するため、除雪開始時期が遅れることもございますので、予めご了承ください。

● 個人情報の取り扱いについて

利用申込者の個人情報の取り扱いには細心の注意を払っておりますが、地域協力員の調整等を目的に、関係機関へ個人情報を提供する必要がありますので、予め同意願います。

なお、同意いただけない場合は本事業を利用できません。（同意いただける場合には利用申込書の同意確認書に記入願います。）また、同意を撤回したい場合は、お住まいの区社会福祉協議会までお問い合わせください。

【本事業における個人情報の利用目的】

- ・福祉除雪の実施決定調査（自己負担額の決定含む）
- ・福祉除雪の提供管理
- ・地域協力員の調整及び事業実施にかかる行政、民生委員・児童委員、町内会、福祉のまち推進センター、地域包括支援センター、介護保険サービス事業所等との連携
- ・地域協力員に対する担当世帯の通知
- ・ボランティア活動保険にかかる保険会社への相談または届出等
- ・福祉除雪や業務の維持、改善に必要な基礎資料及び調査

● 決定等の通知

11月中旬に決定または非該当の通知をいたします。

なお、決定等にあたり自力で除雪ができるかどうかの確認や近隣に居住している子等の有無について、民生委員・児童委員または区社会福祉協議会職員等が確認にうかがう場合もありますので、ご了解願います。

●●●● 福祉除雪“地域協力員”の募集 ●●●●

☆ パンフレット掲載の「除雪内容」で活動が可能な方であれば、性別や年齢は問いません。個人、ボランティア団体、NPO、福祉施設、学校、企業、どなたでもご参加いただけます。



☆ 一つの世帯をお仲間など複数の方で除雪をいただくことも可能です。

☆ 1シーズン通じてご協力いただいた方には、活動終了後、1世帯につき、21,000円の協力員活動費をお支払いします。なお、利用世帯に途中解約があった場合は、月割りで活動費を算出いたします。

☆ 地域協力員は通年で募集しておりますので、詳細については区の社会福祉協議会までお問い合わせください。

お 問 い 合 わ せ 先

お申込みや実施内容等については、お住まいの区の社会福祉協議会または区役所の保健福祉課までお問い合わせください。

お住まいの区	窓 口	電 話
中央区	中央区社会福祉協議会 中央区役所 保健福祉課	281-6113 205-3301
北 区	北区社会福祉協議会 北 区 役 所 保健福祉課	757-2482 757-2470
東 区	東区社会福祉協議会 東 区 役 所 保健福祉課	741-6440 741-2459
白石区	白石区社会福祉協議会 白石区役所 保健福祉課	861-3700 861-2443
厚別区	厚別区社会福祉協議会 厚別区役所 保健福祉課	895-2483 895-2471
豊平区	豊平区社会福祉協議会 豊平区役所 保健福祉課	815-2940 822-2451
清田区	清田区社会福祉協議会 清田区役所 保健福祉課	889-2491 889-2034
南 区	南区社会福祉協議会 南 区 役 所 保健福祉課	582-2415 582-4734
西 区	西区社会福祉協議会 西 区 役 所 保健福祉課	641-6996 641-6942
手稲区	手稲区社会福祉協議会 手稲区役所 保健福祉課	681-2644 681-2478



募集！福祉除雪 地域協力員

札幌市および社会福祉協議会では、高齢者や障がいのある方を対象として、通院や買物などの外出時に支障となる、道路に面した住宅の出入口(間口)と玄関先までの通路(敷地内)を地域協力員が除雪する福祉除雪事業を行っています。

また、除雪を行うとともに、利用世帯の方の見守りにも繋がる活動となっています。今冬の活動に地域協力員としてご参加いただける個人・企業・団体等を募集します。

地域協力員は、以下の活動が可能であれば、年齢や性別は問いません。
ボランティアグループ、NPO、福祉施設、学校、企業などでの登録も可能です。

活動内容

活動期間	令和3年12月1日(水)～令和4年3月25日(金)
除雪日時	道路除雪が行われた日の12時(正午)ころまで(原則1日1回)
除雪範囲	道路に面した出入口部分(間口)は概ね幅1m50cm 敷地内は歩行に支障のない概ね幅80cm
担当世帯	1世帯から可。1世帯の除雪を複数の方で担当いただくことも可

活動費

活動期間終了後(3月末)、担当世帯1世帯につき21,000円をお支払いします。
(例：3世帯担当した場合は63,000円)

申込方法

裏面に必要事項をご記入の上、10月4日(月)までにFAX又は郵送にて下記までご送付ください。

(本票が回覧用チラシで記入困難な場合等は下記にお問い合わせ願います)

◆◆◆ 地域協力員からの声 ～アンケートより～ ◆◆◆

やりがい

～個人～

利用者から「ご苦労様、大変助かります」と声をかけられた時はやりがいを感じます。健康に留意した規則正しい生活となり満足しています。

地域貢献

～企業～

地域の皆様のお力になれて感謝しております。社員にもあたたかい言葉をかけていただき、とてもはげみになっております。

体力づくり

～学校～

冬季の生徒の体力づくりと、地域貢献を行えるこの活動は、大変意義深いと思います。

登録・お問い合わせ先

〒004-0051 札幌市厚別区厚別中央1条5丁目厚別区民センター内
社会福祉法人 札幌市厚別区社会福祉協議会
電話 895-2483 FAX 896-4260



FAX

896-4260

福祉除雪「地域協力員」登録用紙

私は、下記のとおり「令和3年度福祉除雪地域協力員」として登録いたします。

ふりがな お 名 前		性別 男・女
年 齢 (生年月日)	歳 (昭和・平成 年 月 日)	
住 所	〒	
電話番号	() -	
FAX番号	() -	
所属町内会名	(おわかりになる場合はお書きください)	
除雪可能 活動エリア	下記のいずれかにチェックをしてください ☐ 隣や向こう3軒程度のお宅であれば可能 ☐ 同じ条丁目内であれば可能 ☐ 同じ町内会程度であれば可能 ☐ 同じ連合町内会（地区）内であれば可能 ☐ その他 ()	
活動可能世帯数	下記のいずれかにチェックをしてください ☐ 1世帯のみ可能 ☐ 上記の活動エリア内であれば()件程度可能 ☐ その他 ()	
備 考		

※備考には、本会に対する連絡事項などがあればお書きください。

また、グループや家族など複数の人数で活動する場合など、その旨をお書きください。

※個人情報の取り扱いについて

個人情報の取り扱いには細心の注意を払っておりますが、下記の目的で使用いたしますので、予め同意願います。

- ・福祉除雪利用希望世帯との調整のため、地区福まち（町内会等）へ提供
- ・ボランティア活動保険にかかる保険会社への相談または届出等
- ・福祉除雪事業の維持、改善に必要な基礎資料および調査（アンケート等）

【 問い合わせ先 】

札幌市厚別区社会福祉協議会

住所：札幌市厚別区厚別中央1条5丁目厚別区民センター内

電話：（011）895-2483



厚別区民友愛セール 中止のお知らせ



毎年10月に開催しておりました「厚別区民友愛セール」は、来場者や関係者への新型コロナウイルス感染拡大の危険性を考慮し、今年度の開催を中止することといたしました。

楽しみにされていた皆様には大変申し訳ございませんが、何卒ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

なお、販売品の受け取りはいたしませんので、提供はご遠慮いただきますようお願いいたします。



©ATSUBETSU WARD SAPPORO

【お問い合わせ先】

厚別区連合女性部連絡会議事務局
（厚別区役所地域振興課内）

電話番号：011-895-2442

もみじだい

学校教育目標 『夢を抱き 未来に向かって たくましく生きる人』
○真理を究める ○心を育てる ○体を鍛える



終業式 校長あいさつより ~2021 1学期を終えて~

校長 兼間 昌智

皆さんにとって、どんな1学期でしたか？

「今やりたいことがあるならば、遠慮せず進むべきだと思います。まだ、やりたいことが見つからない人は、きっといつか見つかります」

この言葉は、今年の入学式に話したことです。見つかりましたか？

さて、生徒会役員の皆さんの協力で、毎朝クロムブックを開く取り組みが始まりました。

学校祭のシンボルマークの投票は、大変良かった取り組みだと思います。

情報機器は、使わなければ意味がありません。でも使い方を誤ると、凶器になります。

昨年には3年生に、今年は2年生に、「SNSの誹謗中傷による被害はなぜおさまらないのか」の話をしました。使えばこれほど便利なSNSも、誰かを傷つけてしまいます。

その対処法を話しました。覚えていますか？

そうです、「優しい気持ちを忘れないこと」です。炭治郎になってください、ということです。

明日から長期の休みになりますが、皆さんと接する人に、是非、この「優しい気持ち」で常に接してみてください。そうすると、素敵な夏休みになります。あなたが変われば良いのです。

心が変われば、態度が変わる

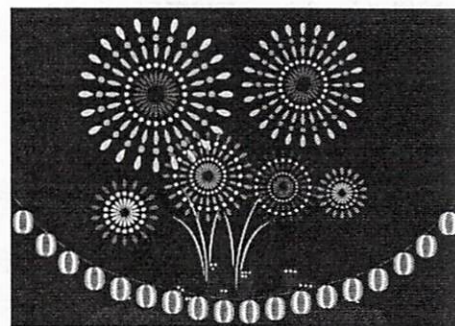
態度が変われば、行動が変わる

行動が変われば、習慣が変わる

習慣が変われば、人格が変わる

人格が変われば、運命が変わる

運命が変われば、人生が変わる



この夏休みでは、まず心を変えましょう。変える必要のない人は行動しましょう。

きっと人生が変わります。素敵な人生を送るため、心と健康に気をつけて、2学期また会いましょう。

◆『夏季休校日』のお知らせ◆

札幌市教育委員会では、全国的な課題となっている教職員の長時間勤務等への対応策として、夏休み期間中に、『夏季休校日』の取組を実施しています。本校では、8月10日(火)～13日(金)を『夏季休校日』とさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。そのため、上記期間は職員不在になりますので、緊急時は【札幌市教育委員会 TEL: 211-3825】までご連絡ください。

中体連結果報告



○野球部

1回戦 対北白石中 1-5

○男子バスケットボール部

1回戦 対石山中 37-70

○女子バレーボール部

【予選ブロック】

対中央中 2-0
対平岡中央中 2-1
対大谷中 0-2
対手稲中 0-2

○バドミントン部

<男子団体戦>

1回戦 対厚別南中 0-3

<男子シングルス>

嶋津 (3-1) 大会出場
小谷 (3-2) 大会出場
河合 (2-2) 大会出場
中根 (2-2) ベスト8

<男子ダブルス>

佐藤 (3-1) 成田 (3-6) 大会出場
田口 (2-1) 中島 (2-2) 大会出場
浅野 (2-1) 浅野 (2-3) 大会出場
貫山 (2-1) 中田 (2-2) 2回戦進出

<女子団体戦>

1回戦 対上野幌中 2-1
2回戦 対厚別中 0-3 地区3位

<女子シングルス>

伊藤 (3-1) 大会出場
前田 (3-1) 大会出場
石川 (3-2) 大会出場
伊藤 (3-2) 2回戦進出
川島 (3-1) ベスト8

<女子ダブルス>

草島 (3-1) 矢野 (3-2) 大会出場
工藤 (3-1) 佐久間 (3-1) 大会出場
宮田 (2-1) 川島 (1-2) 大会出場
倉本 (3-1) 牧野 (3-1) 2回戦進出

○陸上部

恵美 (1-1) 男子 100m 出場
新田 (1-1) 男子 200m 出場
杉本 (2-1) 男子 200m 出場
葛西 (2-1) 男子 110mH 準決勝進出
米坂 (2-1) 男子 3000m 出場
辰田 (2-2) 男子 100m 出場
中岡 (2-2) 男子 3000m 出場
田村 (2-3) 男子 400m 出場
原田 (2-3) 男子 800m 出場

神藤 (3-2) 男子 1500m 決勝進出
細川 (3-2) 男子 800m 出場
正力 (3-2) 男子 110H 準決勝進出・砲丸投出場
阿部 (1-2) 女子 200m 出場
谷田 (2-1) 女子 100m・200m 優勝 全道大会へ
佐藤 (2-1) 女子 1500m 出場
高井 (2-2) 女子 100m・走幅跳出場
高橋 (2-3) 女子 100mH 出場
柳 (3-2) 女子 100mH 出場
男子 4×100mR 準決勝進出
女子 4×100mR 準決勝進出

○ソフトテニス部

<男子団体戦 予選リーグ>

対信濃中 0-3
対厚別南中 0-3

<男子ダブルス>

俵谷 (1-1) 我妻 (1-1) 大会出場
北川 (1-1) 永野間 (1-1) 大会出場
大畑 (1-1) 高橋 (1-2) 大会出場

<女子団体戦 予選リーグ>

対信濃中 0-3
対上野幌中 0-3

<女子ダブルス>

大場 (1-1) 中根 (1-2) 大会出場
小野 (1-2) 内藤 (1-1) 大会出場
山内 (1-1) 竹田 (1-2) 大会出場
佐々木 (1-6) 安田 (2-3) 大会出場
越前 (2-2) 倉谷 (2-6) 大会出場
関尾 (2-3) 長谷川 (1-1) 大会出場

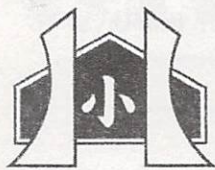
生徒会草むしりボランティア

7月1日の放課後に、グラウンドの「草むしりボランティア」を行いました。多くの生徒が参加し、グラウンドを綺麗にしようと時間いっぱい頑張ってくれました。生徒が主体となり企画し実行する、素晴らしい活動となりました。



学校ホームページは定期的に更新していますので、ぜひご覧ください。

<http://www.momijidai-j.sapporo-c.ed.jp/>



たくさん咲いて「あいさつの木」

学級活動部 大塚みずき

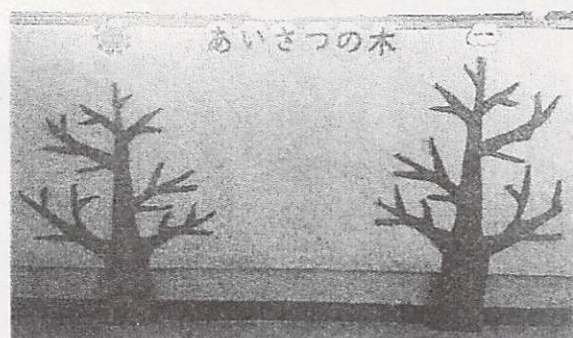
本校では昨年度から「あいさつの木を育てよう」という企画に取り組んでいます。西階段の踊り場に、あいさつの木があります。個人懇談で来校された際に見かけた方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

毎週月曜日を「あいさつデイ」として、あいさつの定着を図っています。1学期のめあては「目を見てあいさつ」でした。めあてが守れた人は、クラスの葉っぱに花を貼ることができます。その葉っぱをあいさつの木に貼っていき、あいさつの花をたくさん咲かせていこうと頑張っています。

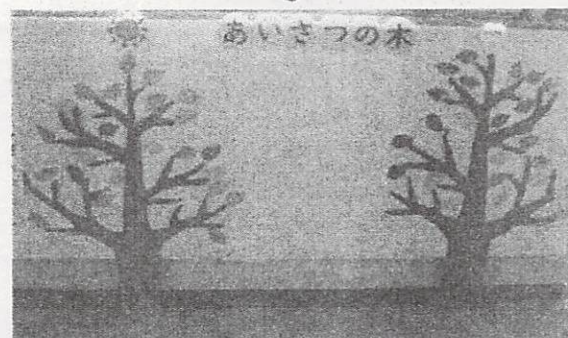
初めは葉っぱに花が貼られず寂しい姿が見られていましたが、最近ではあいさつデイにも慣れてきて、たくさんの花が咲いている葉っぱが増えました。また、6年生による活動「リーダープロジェクト」で行われている朝のあいさつ運動の成果もあり、カラフルな色の木になってきています。

コロナ禍で「元気なあいさつ」「笑顔であいさつ」をすることが難しくなっている今、「自分からあいさつ」「ジェスチャーをしてあいさつ」など思いを伝えやすい工夫を子どもたちと一緒に考え、気持ちのこもったあいさつをしながら、あいさつの木がたくさんの葉っぱをつけて、大きな木に成長することを目指していきます。

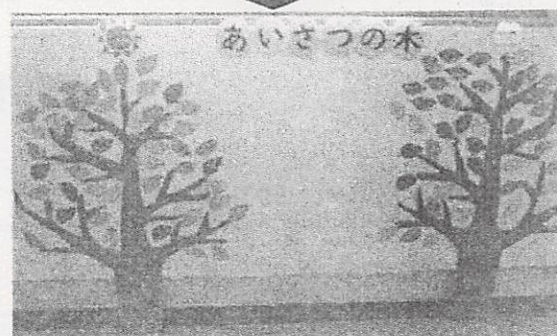
2学期の始業式に子どもたちとすてきなあいさつを交わすことができることを楽しみにしています。怪我などなく、安全に夏休みを過ごしてください。



あいさつデイが始まる前のあいさつの木 (4月25日)



1か月後のあいさつの木 (6月3日)



最近のあいさつの木 (7月2日)



厚別区で死亡交通事故が発生！

令和3年6月30日午前9時頃、札幌市厚別区厚別南の国道で
右折車両が青信号で横断中の歩行者に衝突し、歩行者が亡くなる痛ましい事故が発生しました。

交差点は、
事故の危険性が最も高い場所です。

右折、左折の際は、
横断中の歩行者や自転車がいない
ことをしっかり確認しましょう！

また、左折の際は、**車の死角から自転車**が来る
こともあるため、自転車の巻き込み確認を行いましょう！

新札幌交番

厚別警察署

896-0110

新札幌交番

891-0632

作成者

佐藤 遼弥

オリンピックの成功に向けて！

8月5・6日に競歩、7・8日にマラソンが

札幌市内で開催されます！

警察では、テロ等違法行為の未然防止や
雑踏事故防止、事件事故等への迅速な対応
を図ることを目的に、

競技会場や公共交通機関等における
警戒警備を強化します！

不審な人や車、物などを発見した際は、
警察への通報
をお願いします！



道内で高額被害が連続！！

数千万円や1億円以上だまし取られる被害も発生

このSMS（メール）はサギ！



電話をすると・・・
「有料サイトの未納料金がある」
などとお金をだまし取られます！
一度支払に応じると・・・
「他にも未納がある」
「携帯からウイルスが拡散」
「賠償金やサイバー保険料が必要」
と更に要求されます。

NTTファイナンスでは、SMSによる「料金の支払いがない」「ご利用料金の確認がとれていない」等の被害はしていません！
※別の企業名による同様のSMSも多数確認されています。

北海道警察公式YouTubeチャンネルで動画を公開中
動画のURL: <https://youtu.be/4L96DJkoEA>

NTTファイナンス
をかたる詐欺
左の資料に載っているようなメール
が来た場合にはすぐさま、近くの
警察署か交番に通報しましょう！

北海道警察官募集中

～83,424km² ケタ違いのフィールドを守る～

○採用期間

7月1日～8月20日午後5時30分まで

興味のある方は、..

新札幌交番又は厚別警察署にお問い合わせ
ください！



新札幌交番の犯罪発生状況

令和3年1月1日から6月30日まで

窃盗犯58件（自転車盗22件等） 組暴犯6件（暴行5件等）

風俗犯1件（盗撮1件） その他6件（器物損壊4件等）

令和3年6月1日から6月30日まで

窃盗犯19件（自転車盗9件等）

新札幌で自転車盗が増えています！
自転車をとめる際には、

ツーロックを徹底しましょう！

「厚別警察署 安全・安心自転車キャンペーン2021」実施中

厚別警察署ホームページ<http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/00ps/atsubetsu-syo/>



地域安全ニュース



盗撮

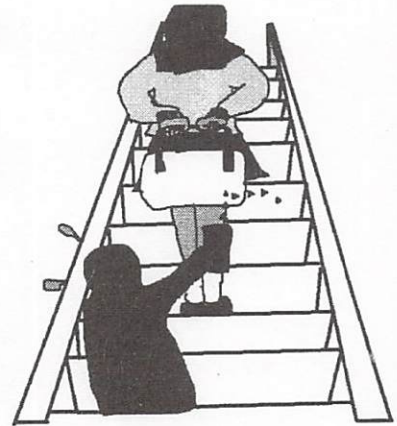
令和3年8月号

不審者

☆ 盗撮被害に注意！ ☆

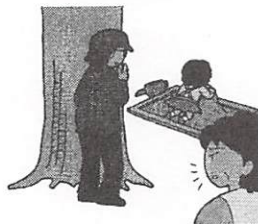
◆盗撮被害に遭わないために◆

- エスカレーターに乗った場合は、前方だけに意識を向けず、後方にいる人にも注意を払う。
- 本屋での立ち読み、DVDレンタルショップ等でも、本やDVD等に集中しすぎず、周囲の人間の動きに注意を向ける。
- ★ 階段やエスカレーターなど、高低差がある場所、本屋やDVDレンタルショップなど、一定の場所に立ち止まり、目の前の事柄に集中しやすい場所では特に注意が必要です！！



☆ 不審者に注意！！ ☆

- 夏休みに入り、公園などで遊ぶ機会も増えていることと思います。お子様の一人遊びは危険です。小さいお子様がいらっしゃるご家庭は、公園などで遊ばせる際にお子様から目を離さないようにしましょう。



☆ 厚別警察署事件簿 ☆

犯罪発生状況(6月末暫定値)

- 窃盗～160件
- 粗暴犯～43件(暴行、傷害等)
- 知能犯～12件(詐欺、横領等)
- 風俗犯～17件(わいせつ等)
- その他刑法犯～45件(器物損壊等)



ツイッターで防犯情報等発信中！

ツイッター 北海道警察 防犯情報

検索



厚別・北広島防犯協会連合会

厚別警察署

896-0110



学校法人 道康学園

札幌看護医療専門学校

あなたが倒れたとき、
助けてくれる人は
いますか？



厚別区の未来の医療を考える 安心の街づくり講話

日時 **9/5** 10:00 ~ 11:00 日

参加費 **無料** 要予約

定員 60名(厚別区にお住まいの方)

場所 **札幌看護医療専門学校**
5F カンファレンスシアター
(札幌市厚別区厚別中央1条5丁目1-5)

講師

株式会社フィリップス・ジャパン
Emergency care グループ
クリニカルスペシャリスト
救急救命士 成川 憲司



地下鉄

新さっぽろ駅から
徒歩約3分

JR

新札幌駅から
徒歩約5分

講話内容

- 日本国内の心臓突然死の紹介
- 心肺停止から救急車到着(心肺蘇生)までの時間と救命率
- 国内AED使用率と救命率
- 日本と海外の生存率・社会復帰率の違い、救援アプリを使用した事例紹介
- 「Heart Safe City-命を救うシステム-」について
- AEDの適正配置とトレーニング
- 「Heart Safe City」の実例
- 自宅へのAEDの設置(ホームAEDの登場)

お申込み
方法



080-8297-1522 [受付時間 平日9:30~17:00]

・講話終了後は、学校内の見学もできます。
・新型コロナウイルス感染対策を講じて実施いたしますが、
感染状況によってはオンライン配信となる場合があります。

※ お申込み締切：8/31(火)定員になり次第、募集を締め切らせていただきます。

厚別公園 競技場だより

ATSUBETSU PARK STADIUM NEWS

発行：厚別公園競技場

令和3年8月号

vol.42

トレーニングの聖地

特集

厚別公園トレーニングルーム大解剖

- ✓ マシンや器具を写真付きで紹介
- ✓ トレーニングルームの“ここ”がスゴイ
- ✓ イベント情報：ノルディックウォーキング講習会

厚別公園

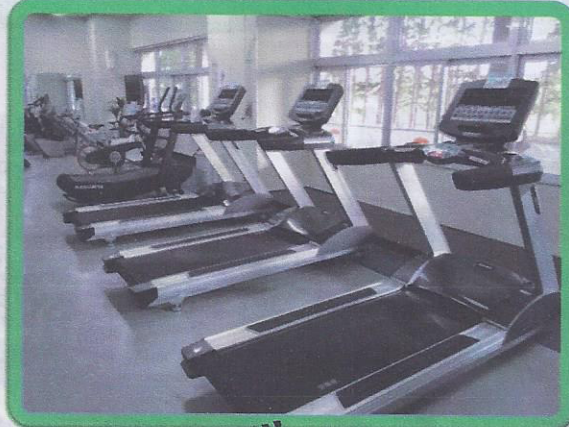
検索

厚別公園トレーニングルーム大解剖

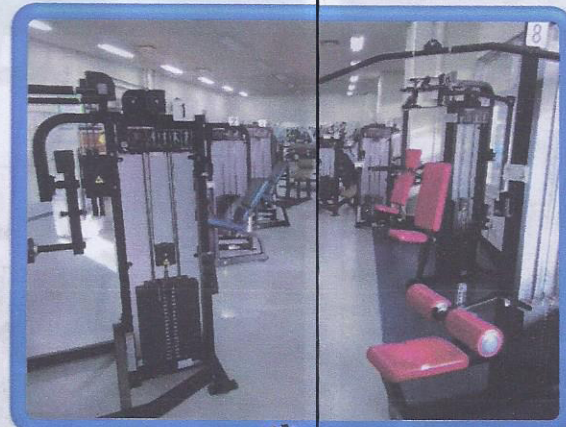
初心者でも使いやすいエアロバイクやアスリート向けのパワーマックスなど種類が豊富です！



ランニングマシンは電動式と自走式合わせて4台あります。シンプルな操作で手軽にランニングができます



最新鋭のトレーニングマシンは、どなたでも使いやすい設計となっており、全身を満遍なく鍛えることができます！



ここでは、スクワットや懸垂などのトレーニングができます！セーフティもあり高重量のトレーニングも安心！



トレーニングルームの特徴

厚別公園トレーニングルームは陸上競技場メインスタンド下にある施設です。2016年に大規模リニューアルを行い、それ以降は毎年少しずつアップグレードを重ねてきました。**誰もが使いやすい公園のようなトレーニングルーム**を目指して日々、運営しています。

縦長のレイアウトですがマシンや器具の間隔は広く、のびのびトレーニングすることができます！

最大の特徴は、**トレーナーが厳選したマシンや器具が勢揃い**ということです。競技水準のバーベルやプレートをはじめ、世界で最もメジャーなトレーニングマシン、ユニークなランニングマシンやエアロバイクなど、**道内随一の設備**です！

運動不足を感じている方はぜひ、厚別公園トレーニングルームまで足をお運びください！

有酸素エリア

マシンエリア

フリーウエイトエリア

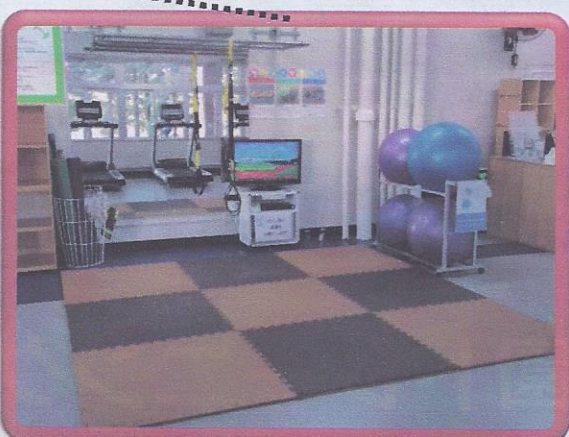
入口
受付

ストレッチ
スペース

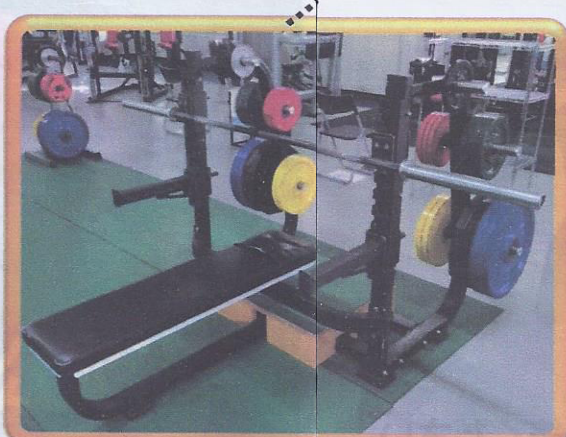
計測機器など



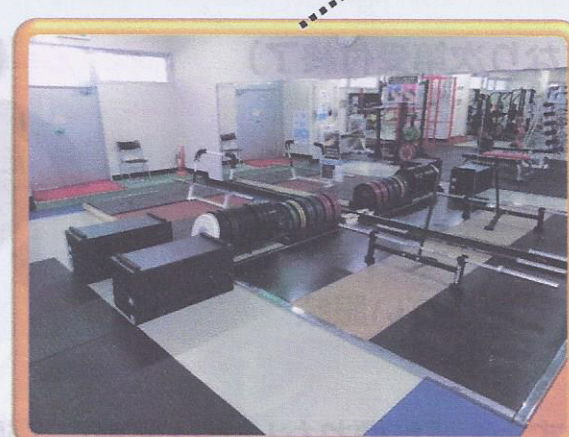
入口裏側にはマッサージチェアが2台あります。1回15分、トレーニングルームの利用料で何回でも使用できます！



ストレッチや体幹トレーニングのDVDを見ながら、身体を動かしましょう！ケーブルを使った自重トレーニングもできます！



ジムでの人気種目であるベンチプレス。競技水準の専用ラックが2台あります。目指せ！ベンチプレス100kg！



アスリート必須のトレーニングであるクリーンはこちらでできます！頭の上からバーベルを落としても問題なし！

トレーニングルームの“ここ”がスゴイ！

- ✓ ワンコインで利用時間制限なし！自分のペースでトレーニングできます！
- ✓ トレーナー常駐で、初めて運動する方でも安心！
- ✓ 最高級のバーベルやプレートで、本格的なトレーニーやアスリートも大満足！
- ✓ トップアスリートも使用する、“身体のケアアイテム”も使い放題！
- ✓ あなたに合ったプログラムを作成！

利用料金 & 開放時間

区分	一回券	回数券
一般	500 円	5000 円
高校生	300 円	3000 円
65 歳以上	300 円	3000 円
開放時間 9:00～21:00 (最終受付 20:00)		

※回数券は11枚綴りとなります

※中学生以下はご利用になれません

SNS もチェックしてみてください！→



Twitter アカウント：@atsu_training



Instagram アカウント：atsubetsu_training

ノルディックウォーキング講習会

2021年9月17日（金）

10:00～11:30

ノルディックウォーキングとは？

- ✓ 2本のポールを使用したウォーキング
- ✓ ポールの補助によって膝や腰への負担が最大 40%減少
- ✓ 運動不足の方や年配の方にオススメ！

場 所 厚別公園競技場（集合は役員室）

受講料 100 円（レクリエーション保険代込み／当日支払／用具の貸出は別途 100 円）

定 員 小学生以上の男女 10 名（定員になり次第受付終了）

申 込 9月3日（金）より直接窓口または電話にて申込

持ち物 マスク・帽子・タオル・飲み物・動きやすい服装

その他 当日、自宅にて検温をお願いします。体調が優れない方は事前にご連絡ください。



厚別公園 Atsubetsu park

札幌市厚別区上野幌 3 条 1 丁目 2-1 電話：011-894-1144

受付時間 8:30～21:00

駐車場無料

ホームページはコチラ

アクセス



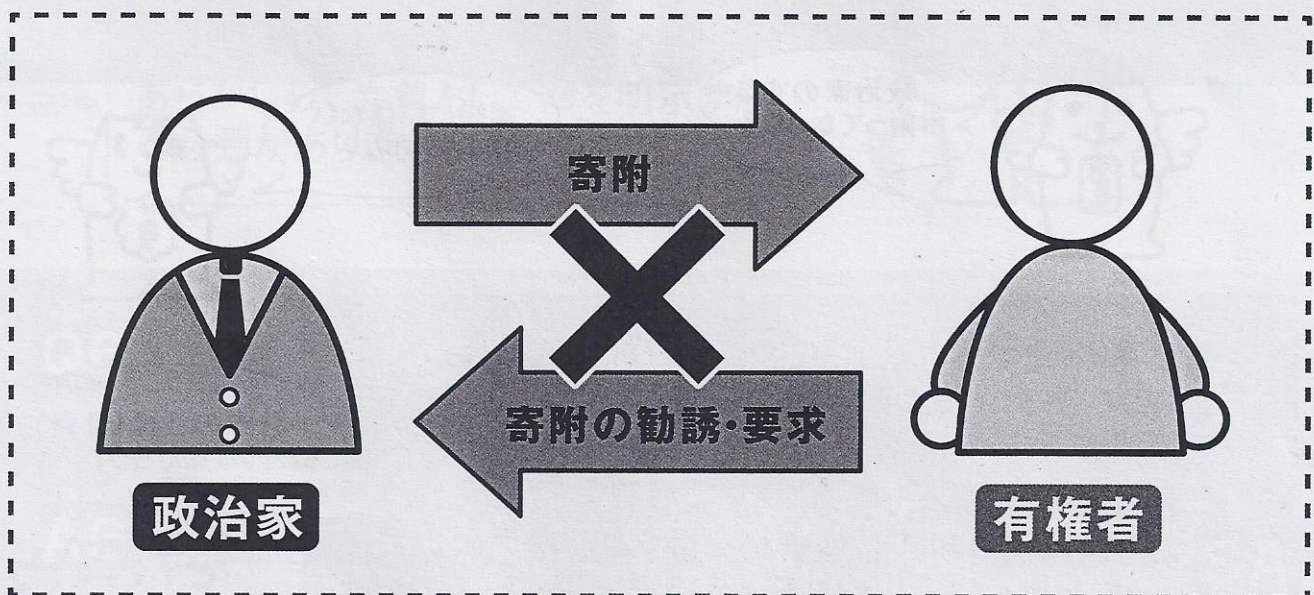
寄附禁止の概要

公職選挙法で、次のことが禁止されています。

● 政治家がする寄附の禁止

政治家(注1)が、当該選挙区内にある者に対して寄附をすることは、いかなる名義のものであっても禁止されています(政党や親族に対するもの及び政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償は除かれます(注2))。

なお、政治家以外の者が、政治家名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されています。



● 政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

政治家に対して、寄附をするように勧誘することや要求することも禁止されています。

(注1) 政治家とは、現に公職にある人、公職の候補者、公職の候補者となろうとする人をいいます。

公職とは、国会議員、都道府県市町村の議員、都道府県市町村の長のことです。

(注2) 政治教育集会に関する実費の補償のうち、食事や食料の提供は禁止され、罰則の対象となります。

? 寄附禁止の Q&A ?

Q1

政治家の寄附禁止というけれど、寄附ってどういうものですか。

A1

政治家のする寄附とは、お金や物品、その他財産上の利益を与えること又は与える約束をすることです。

ただし、党費や会費、物を買ったときの代金や有料イベントの参加料のように債務の履行として支払うものは寄附にはあたりません。



政治家のする
寄附ってなあに？

Q2

政治家が選挙区内のお世話になった人へお中元、お歳暮を贈ることや催し物の賛助金など、選挙とは関係のない寄附は問題ありませんか。

A2

できません。

政治家が寄附にお金をかけることを無くして、お金のかからない選挙、きれいな選挙を実現するため、選挙に関する・関しないを問わず、選挙区内の人や団体への寄附は全て禁止されています。

選挙に関係ない
ものはどうかな？



Q3

町内会が日本赤十字社の社員(社費)を集めていますが、選挙区内の政治家に社員(社費)の勧誘はできますか。

A3

会員(社員)としての資格を得られる最低限の会費(この事例では1口の社費)までは、寄附ではありませんが、これを超える分は寄附にあたります。

日赤の社員(社費)
はどうなんだろう？



Q4

選挙区内の政治家を町内会の新年会に招待したところ、手ぶらでは行けないと言って、清酒1升を持ってきましたが、受け取れますか。

A4

寄附となるため、受け取れません。

債務の履行と認められない支出や物品の無償提供は禁止されている寄附となるため、政治家は提供できません。

寄附は、現金に限りません。花輪、記念の置物、時計、トロフィーなど、多少でも金銭的価値のあるものを無償で提供することは、寄附にあたります。

Q5

選挙区内の政治家を町内会の忘年会に招待したところ、手ぶらで来たので、「寸志くらい出してよ」と言いたいのですが…。

A5

政治家は、会費でない場合は出せません。質問の場合は、政治家に対する寄附の要求になりますので、言うてはいけません。

会費が必要な場合は、会費が必要な旨と実費相当額の会費を明示して案内し、明示した金額だけを受け取るようにしましょう。また、会費を徴収しない場合は、何も持ってこないようにはっきり伝えましょう。

寄附は、有権者が求めるのも、受け取るのもダメです。

実費相当額を徴収する場合は、あらかじめ、会費として額を明示する必要があります。



Q6

老人クラブの忘年会を会費2,000円で会員に案内しました。選挙区内の政治家には、金額を書かずに案内したところ、当日5,000円を包んできましたが、どうしたら良いでしょうか。

A6

債務の履行と認められないものは寄附となりますので、受け取ってはできません。

質問の事例では、お金を包んできたとのことですが、無償で招待していると受け取れる案内ですと、禁止されている寄附となるため、実費相当額の寸志であっても政治家は提供できません。

会費が必要な場合は、会費が必要な旨と実費相当額の会費を明示して案内し、明示した金額だけを受け取るようにしましょう。

政治家は、老人クラブの忘年会に限らず、町内会のお祭りのように会費を徴しないイベントに寸志を提供することができません。



政治家が、当該選挙区内にある者に対してする寄附であっても、次のものは、罰則の適用がありません。

- ① 政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀
- ② 政治家本人が自ら出席する葬式や通夜における香典

※ ①や②の場合であっても、選挙に関してなされた場合や通常一般の社交の程度を超えている場合は処罰されます。

● 禁止される寄附の例

- ① 病気見舞い
- ② お祭りへの寸志や差入
- ③ 地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差入
- ④ 秘書等が代理で出席する場合の結婚祝
- ⑤ 秘書等が代理で出席する場合の葬式の香典
- ⑥ 葬式の花輪、供花
- ⑦ 落成式、開店祝の花輪
- ⑧ 町内会の集会や旅行などの催物への寸志や飲食物の差入
- ⑨ 入学祝、卒業祝
- ⑩ お中元、お歳暮 など

【問い合わせ先】 札幌市・各区選挙管理委員会

札幌市選挙管理委員会	211-3247	豊平区選挙管理委員会	822-2406
中央区選挙管理委員会	205-3206	清田区選挙管理委員会	889-2010
北 区選挙管理委員会	757-2404	南 区選挙管理委員会	582-4711
東 区選挙管理委員会	741-2412	西 区選挙管理委員会	641-6922
白石区選挙管理委員会	861-2406	手稲区選挙管理委員会	681-2427
厚別区選挙管理委員会	895-2424		

新さっぽろ町内会「ミサワホーム区」会則

(名称・事務所)

第1条 この会の名称は、新さっぽろ町内会「ミサワホーム区」と称し、事務所を区長宅に置く。

(区 域)

第2条

1. 新さっぽろ町内会「ミサワホーム区」は、厚別中央1条7丁目8番から14番までのミサワホーム団地内に居住する住民を以って構成する。
2. ミサワホーム区を11班に編成する。

(目 的)

第3条 この区は、「ミサワホーム区」に居住する住民の親睦と協力の下に、明るく暖かいふれあいのある生活環境と安全・安心な町を創ることを目的とする。

(事 業)

第4条 この区は、前条の目的を達成するため、次の事業（活動）を、会員の積極的な参加と協力の下に実施する。

1. 住民相互の交流を深める活動。
2. 生活環境の向上のための活動。
3. 安全で安心な暮らしを守るための活動。
4. 新さっぽろ町内会が行う事業への協力。

(役 員)

第5条 この区には、次の役員を置く。

1. この区の役員は、区長1名、副区長2名、部長4名とする。
2. 会計監査2名。
3. 第2条第2項に定める各班において、住民配置の順に班長1名を配置する。

(尚、班長の配置に当たって、住居配置順を変更する場合には、次の何れかによるものとする。)

- ① 役員会において、止むを得ない理由と判断する場合。
 - ② それ以外の場合、区長、副区長、当事者の3者の話し合いにて判断する。
4. この区には、アドバイザーを置くことができる。

(役員の職務)

第6条 役員の職務は、次の通りとする。

1. 区長は、区を代表し、会務を統括する。
2. 副区長は、区長を補佐するとともに、区長の委嘱を受け、会計事務と広報・連絡事務を分担する。
3. 部長は、次の各部を統括し、新さっぽろ町内会と連携を図りながら、第4条に定める事業（活動）を実施する。
 - 1) 生涯福祉部 2名
 - 2) 環境衛生部 3名
 - 3) 体 育 部 2名
 - 4) 安 全 部 1名
4. 区長及び副区長を除く各班長は、4項の部のいずれかに所属するとともに、班内を統括する。
5. 会計監事は、区の資産及び会計を監査し、総会にその結果を報告する。
6. アドバイザーは、役員会の会務についての相談に応じ、助言する。

(役員の選出)

第7条 役員の選出は、次によるものとする。

1. 区長、副区長は、各班長の互選により選出し、総会に報告し承認を受ける。
2. 各部長は、各班長の互選により選出し、総会に報告する。
3. 会計監事は、前年度の区長と会計事務担当の副区長とし、総会に報告する。
4. アドバイザーは、区長が推挙し役員会で決定の上、総会に報告する。

(役員の任期)

第8条 役員及び班長の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

(会 議)

第9条 この区の会議は、次の通りとする。

定期総会 臨時総会 役員会

第10条 各会議の構成及び議決は、次の通りとする。

1. 総会は、ミサワホーム区の会員を以て構成し、区長が招集し議長が主催する。
 - 1) 議長は、総会で選出する。
 - 2) 総会は、次の事項を審議し、出席者の過半数（委任状を含む）の同意で議決する。

① 事業報告 ②決算報告 ③事業計画・予算案

④会則の改廃 ⑤役員を選出 ⑥その他必要事項

3) 臨時総会は、区長が必要と認めたとき、又は会員の過半数（委任状を含む）の要求がある場合に開催する。

2. ミサワホーム区の役員会は、区長、副区長、各部長及び班長を以って構成し、「班長会」と称する。

1) 班長会は、区長が招集し、月例会とする。

2) 班長会は、区の予算・行事・事業活動等を企画立案し、総会の承認を得て執行する。

（会計年度）

第11条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（会費）

第12条

1. この区の会費は月額400円とし、会費の内300円は、新さっぽろ町内会への納付金となり、100円を以って運営経費にあてる。

2. 会費は、毎年6月に1年分を一括納付する。

3. 前条に定める会計年度の途中で転出等となった場合においても会費の返却は行われぬ。また、会計年度途中で区の住民となった場合は、住民となった月から会計年度の最終月までの会費を月割りによって納入するものとする。

4. 区の円滑な運営のため、会費を改定することができる。

（会計事務）

第13条 区長は、会計事務を処理するとともに、年度の収支決算書を作成し、会計監査の認印を受け、総会に報告し承認を受けなければならない。

（弔意）

第14条 会員の死亡又は不慮の被災等に対し、弔慰金を贈ることができる。弔慰金は、5000円とする。

（会員の協力事項）

第15条

1. 会員が、住居の新築・増改築をする場合は、居住する住民の快適な住環境と統一された街並みを継続させる為、「ミサワホーム区」分譲当時の「建物の規定、並びに建物の配置等」について協力しなければならない。

2. 前項の協力事項は、次の各号とする。

一 建物の規定

イ 基礎の高さは原則として、45センチ前後とする。

ロ 三階建て以上、アパート、事務所、店舗は建築できない。

ハ 土地のGL（グランドライン）設置はおおむね現状のままとする。

二 建物の配置

イ 隣接建物の採光、落雪などに考慮する。（原則として隣地境界より1メートル、北側境界より1, 5メートル後退し配置する。）

ロ 安全と景観に配慮する。

ハ 物置は景観に配慮したものとする。

3. 会員が、居住不動産を売却する場合は、新規購入者に2項の協力事項を周知しなければならない。

（建物の規定並びに建物の配置等の変更）

第16条 第15条の「建物の規定並びに建物の配置等」を変更する必要がある場合は、総会の決議による承認が必要である。

（雑 則）

第17条 区の行事又は事業（活動）等の実施に際し必要に応じ、役員会（班長会）の判断で、会員を構成員とする「実行委員会」等の組織を設置することができる。

第18条 この会則にない事態に直面した場合には、役員会（班長会）は誠実に処理する。

第19条 この会則は平成27年12月1日より、本改定版を施行する。